

# 質問回答書

平成 29 年 4 月 26 日を提出期限とした新安佐市民病院（仮称）開設準備支援業務プロポーザル実施要領の内容等に関する質問書に対して、以下のとおり回答します。

番号	資料名	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領	7 (1) エ	A3 版片面 2 面以内であれば書式・配置・フォントサイズなどは自由提案でしょうか？(縦書き・横書き・文字サイズ等)	お見込みのとおりです。
2	実施要領	7 (1) エ	全部で A3 判片面 2 枚以内とのことですが、提出時は表紙に合わせて、A4 判に織り込んで提出してもよろしいでしょうか。	A3 判を織り込んで提出しても、差し支えありません。
3	実施要領	8 (3) エ (ア)	タブレットも不可でしょうか？ 器機端末全てが不可でしょうか？	タブレット、機器端末全ての使用は不可です。
4	実施要領 別紙	審査基準	評価基準の配点方法は、提案があれば 30 点を配点するのでしょうか？ 例えば、「提案がある」のみで 30 点なのか、「提案のみ」では 5 点、「提案内容が良い」10 点、「提案内容が非常に良い」15 点のように配点されているのでしょうか？審査委員の主観で評価するのでしょうか？	審査基準の詳細はお答えできません。
5	実施要領 別紙	審査基準	審査要素に各業務責任者の業務実績が評価対象として記載されておりますが、同じく様式 7 にある統括責任者の業務実績は評価対象外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	資料名	該当箇所	質問内容	回答
6	委託契約約款	第4条	本規定は個人情報取り扱いの規定ですが、今回の業務は、発注者の了解を得れば、一部を再委託することは可能と考えて宜しいでしょうか。	再委託については、委託契約約款第4条第2項のただし書き『あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、当該業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。』のとおりです。
7	委託契約約款	第13条	契約書（案）において、年度ごとの支払い金額が空白となっていますが、受注者との協議によって決定するという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	委託契約約款	第14条	支払方法について、着手金の想定はございますか。また、毎月の支払にすることは可能でしょうか。	着手金は前払い金のことであると推測しますが、前払い金の支払は想定していません。 また、支払方法は委託契約約款第14条に規定する別紙支払内訳書記載の区分のとおりであり、毎月の支払にすることは不可です。
9	委託契約約款	第18条の3	不可抗力による開院の遅れで、履行期限内に業務を完了することが出来ず、履行期限を延長した場合、支払額の増額は可能でしょうか。	業務期間の延長のみを理由とした支払額の増額はありません。
10	基本仕様書	5	今回のプロポーザルでは、業務内容に記載されているものすべてを一括で請け負うことを前提と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、提案内容によって仕様書は見直すこととしており、実際の業務の具体的内容は、プロポーザル審査において選定された最優秀者又は次点者との随意契約を行う際の交渉により確定します。
11	基本仕様書	5(1)	搬入の管理において、ガードマン等の管理費用は本業務委託の提案見積金額に含まれないものと考えますが、よろしいでしょうか。	そうした点も含めて、御社の対応を提案してください。

番号	資料名	該当箇所	質問内容	回答
12	基本仕様書	5 (2)	「実施管理」とありますが、実施とは移転を行うための計画策定であり、医療機器等の移転業務の現場管理ではないと理解してよいでしょうか。	実施管理には、移転業務の進捗管理も含めて考えていますが、そうした点も含めて、御社の対応を提案してください。
13	基本仕様書	5 (3)	開院セレモニー等を病院外部の会場にて実施する場合には、会場の使用料は本業務委託の提案見積金額に含まれないものと考えますが、よろしいでしょうか。	そうした点も含めて、御社の対応を提案してください。
14	基本仕様書	6 (1)	「(1) 業務全体を管理する統括責任者を、専属で1名配置する。」にある「専属」とは、他案件の業務に関わらないという意味で良いでしょうか。	統括責任者の専属とは、統括責任者がこの業務内の業務責任者を兼ねることができないという要件であり、新安佐市民病院（仮称）開設支援準備業務以外の案件に関わらない専属という要件ではありません。
15	基本仕様書	6 (1)	統括責任者の最低限の要件の想定はございますか。	特にありません。
16	基本仕様書	6 (1)	統括責任者は業務責任者を兼ねることは可能でしょうか。	統括責任者は業務責任者を兼ねることはできません。
17	基本仕様書	6 (2)	業務責任者は、他業務の業務責任者を兼ねることが出来ると記載されておりますが、統括責任者が業務責任者を兼ねることは可能であるという理解でよろしいでしょうか。	番号 16 のとおり